

# 文科省、大学の“教育力向上”、“質保証”の観点から、「大学設置基準」等を改正！

シラバスの作成と成績評価及び卒業認定の基準の明確化、FD実施の義務化などを盛り込み、20年度より施行。

旺文社 教育情報センター 19年7月

文部科学省(以下、文科省)はこの程、大学の“教育力向上”と“質の保証”の観点から「大学設置基準」等の改正を固めた。20年4月から施行し、既設も含めた全ての大学に適用する。

大学は“淘汰の時代”を迎え、個性・特色を明確にして機能的に分化しながら、多様化の方向に進んでいる。また、規制緩和の一環として、大学設置にも“事前規制から事後チェック”への転換が図られてきた。

こうした大学を取り巻く環境の変化は、一部とはいえ、高等教育機関としての大学の在り方をも揺るがしかねない深刻な事態を招いている。大学の質を保証し、社会の信頼を取り戻すことが喫緊の課題だ。

## 「大学設置基準」等の改正の諮問、答申

伊吹文科相は19年6月、大学の学部段階における教育力向上のための必要な措置を講じ、教育の質を保証する上で備えるべき基準を明確にする観点から、次のような「大学設置基準」等の改正について中央教育審議会(文科相の諮問機関。以下、中教審)に諮問した。

中教審は19年7月、同諮問に対し、これを適当と認める答申を提出。文科省はこれを踏まえ、直ちに「大学設置基準」等を改正し、20年4月1日からの施行を目指す。

<「大学設置基準」等改正要綱>

### 1. 学部段階等の“教育力向上”を図るための改正

#### (1) 教育研究上の目的の公表等：

大学は、学部、学科または課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

#### (2) 一つの授業科目について二つ以上の方法により行う場合の単位の計算基準：

大学が、一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、それぞれの授業方法ごとの単位数の計算基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。

#### (3) 成績評価基準等の明示等：

大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示することとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、これにしたがって適切に行うものとする。

(4) 教育内容等の改善のための組織的な研修等：

大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2. 基準をより明確化し、大学教育の“質を保証”するための改正

(1) 「科目等履修生」等を受け入れる場合の専任教員の増加等：

大学は、科目等履修生その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。また、一つの授業科目について受け入れる科目等履修生その他の学生以外の者は適当な人数とすること。

(2) 二つ以上の校地において教育研究を行う場合の専任教員並びに施設及び設備：

大学は、二つ以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置き、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも一人以上置くものとする。

(3) 目的を達成するために必要な授業科目の開設：

大学は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設は、自ら行うものであることを明確化すること。

(4) 施設の専用及び他の学校等との共用：

大学が備えるべき施設は専用のもとし、特別の事情があり、教育研究に支障がないと認められるときはこの限りでないものとする。

また、大学が他の学校、専修学校または各種学校と同一敷地内または隣接地にある場合であって、それぞれの学校等の基準校舎面積を合算した面積以上の校舎を有するときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、当該学校等との共用部分の面積を校舎面積に含めることができるものとする。

3. その他

(1) 施行期日：

この改正は、20年4月1日から施行するものとする。

(2) その他の規定の整備：

大学院設置基準、短期大学設置基準等の省令について、上記1. と2. の大学設置基準と同様の措置を行うため、所要の規定の整備を行うこと。

<メディア授業の改善>

～平成13年文部科学省告示第51号の改正～

- 大学が、多様なメディアを高度に利用して行う授業の要件について、毎回の授業の実施に当たって設問回答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行う形態をとる場合には、インターネットその他の適切な手段を利用しまたは指導補助者を配置することにより、十分な指導を行うものとする。

## 改正の背景

<「大学設置基準」の大綱化と規制緩和>

戦後最大級の大学改革であったともいわれる「大学設置基準」の大綱化・簡素化(平成 3 年)から 16 年が経過したが、その間、大学を取り巻く環境も大きく変化した。

少子化、受験人口の減少に反し、大学・学部の新增設は留まるところを知らない。その結果、大学は市場原理に晒され、生き残りをかけた多様化が急速に進んでいる。

また、規制緩和に伴い、大学設置にも“事前規制から、事後チェック”への転換が図られてきたが、15 年度からは政府の「構造改革特別区域法」に基づく株式会社による大学が設立されたり、全ての授業をインターネットで行う通信制の大学が開設されたり、以前では見られなかったような設置形態の大学も多様化の産物として出現している。

他方、授業形態の多様化については、大学としての専用の施設を持たない、教員不在のビデオ授業、専任教員の勤務実態など、さまざまな問題点が浮上し、文科省から「改善勧告」を受ける大学も出ている。今回の改正の背景の一つには、緩和された「大学設置基準」の隙間をついたこのような授業形態の多様化に一定の歯止めをかけ、基本的な基準を明文化する必要に迫られたことにあるようだ。

## 社会の信頼に応える高等教育の実現

<学部の“中身”と“出口”の改善>

ところで、17 年 1 月の中教審答申『我が国の高等教育の将来像』において、大学の個性・特色の明確化、教員の教育研究能力の向上の重要性、大学の“出口管理”の強化、設置認可における審査内容や視点の明確化などに関する提言がなされている。

大学の個性化・特色化を推進していく上で、各大学が学生の視点に立って、“入り口” = 「アドミッション・ポリシー」(入学者受入れ方針、入学者選抜)、“中身” = 「カリキュラム・ポリシー」(教育課程の編成、実施)、“出口” = 「ディプロマ・ポリシー」(学業評価、学位授与)を明確にし、それらを相互に関連づけて運用していくことが重要だ。

今回の改正では、“中身”と“出口”において学生にも関係してくる、単位の計算方法の明確化、シラバスの作成と成績評価(GPA 等。Grade Point Average ; アメリカで一般的な成績評価法の一つ)及び卒業認定の基準の明確化、大学(教員個人ではない)によるファカルティ・ディベロップメント(FD ; Faculty Development . 授業内容や方法の改善を図るための組織的な研修等)実施の義務化などの事項も明文化されることになる。

また、「大学設置基準」では、通信制の授業の方法として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる、とされている。この規定に基づき、メディア授業の具体的な要件が「平成 13 年文部科学省告示第 51 号」に記載されている。今回の改正は、この第 51 号に記載されている「当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの」とする要件を、前記のような具体的な例示に改め、通信教育の質の担保を求めている。

<大学、学生双方にとって、一大転機となるのか?>

前述のような「大学設置基準」等の改正は20年4月1日から、既設の大学も含め、全国公私立大に適用される(大学院・短大にも準用)。

大学には、FD や SD(スタッフ・ディベロップメント)などの積極的な取組みによって、教員の教育・研究能力の向上や、事務職員等を含めた管理運営や教育・研究支援の一層の充実が求められる。そして、学生に対して、高等教育として相応しい質の保証された教育サービスを持続的に提供していくことが期待される。

学生にとっても、客観的で厳格な成績評価や卒業認定によって、“入易出易”といったこれまでの大学に対するイメージが変わり、学業の向上に繋がることが期待される。

いずれにしろ、大学における教育力を向上させ、大学教育の質を保証し、社会の信頼に応える高等教育の実現を大学、学生双方とも目指すことが重要だ。